

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第704号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—平成28年9月1日

●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区

北2条西7丁目かでの2・7(4F)

電話 011-251-0855

FAX 011-251-0804

Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp

●発行人—奈須野益

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

津久井やまゆり園の 事件について

7月26日、神奈川県相模原市の「津久井やまゆり園」で、障がい者が殺傷される事件が起きました。

亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、そのご家族にお悔やみ申しあげます。

今回の事件に対して、27日、全国手をつなぐ育成会連合会では、いち早く「障がいのあるみなさんへ」と題する、本人へのメッセージをホームページに載せました。

その中で
「障害のある人もない人も、私たちは一人ひとりが大切な存在です。」

私たち家族は全力でみなさんのことを守ります。ですから、安心して、堂々と生きてください。」

このメッセージから3日後、北海道で育成会全道大会が開かれました。

くしくも、このような形でマスコミに注目される大会になりましたが、会場に集まった本人たちの活気あふれる姿を見ていると、育成会としての役割と使命を改めて考えさせられるのを感じました。

『大切な存在』

保護者として、支援者として、本人たちを守り、「ともに生きる」事をテーマにした今大会は、参加された方たちの心に響いたでしょうか？

第61回 北海道手をつなぐ育成会 全道大会・旭川大会(報告)

(大会速報
より抜粋)

平成28年7月30日、前日までの悪天候を撥ね退け、第61回北海道手をつなぐ育成会全道大会が開催されました。

開会に先立ち、柏モッチーズ様達が壇上に上がり、「手をつなぐ母の歌」を参加者全員で手話&合唱しました。その後、先日起きました、神奈川県相模原市久井やまゆり園での未曾有の事故に対し、「黙とう」をささげ、開会式が始まりました。

大会長、奈須野益、大会実行委員長、源紀一より挨拶があり、障害者差別解消法や、今大会テーマの「ともに生きる」ため、障がいがあっても社会で尊厳をもって暮らせるよう、しっかりとした基盤を作っていくことを目指していくことが必要であると話されていました。

次に来賓として出席された、北海道知事(代理・上川総合振興局局長渡辺明彦様)、旭川市長、西川将人様よりご挨拶いただきました。

続いて、北海道善行賞表彰、北海道知事感謝状贈呈、北海道育成会会表彰がありました。

皆様、受賞おめでとうございます

北海道善行賞(敬称略)

【自立活動者】

箴井尚基(清水町) 栗島喜久男(伊達市)

【自立支援功労者】 高橋陽子(小樽市)

北海道知事感謝状贈呈者

上西 恵(美幌町) 観野寿雄(美幌町)

和田秀雄(小樽市) 松下勝輝(伊達市)
杉田 清(新冠町) 下川孝志(新ひだか町)

北海道手をつなぐ育成会会長表彰
吉田玲子(栗山町) 金澤弘美(伊達市)
小泉秀敏(伊達市) 沖 寧(伊達市)
菅野光子(伊達市) 五十嵐栄治(美幌町)
佐藤隆博(美幌町) 林 準一(美幌町)

土門 正(札幌市)
表彰後は、中央情勢として、全国手をつなぐ育成会連合会

会長の久保厚子氏より報告がありました。最後に『柏モッチーズ』に再登場していただき、手話歌を披露していただきました。

第1分科会
～療育・教育～
第1分科会は「ライフコースにわたる発達障がい支援のポイントを考える」というテーマで、北海道大学大学院教育学研究院、教授安達潤氏の講演からスタートしました。障害者権利条約の批准、発

表紙後、中央情勢として、全国手をつなぐ育成会連合会会長の久保厚子氏より報告がありました。最後に『柏モッチーズ』に再登場していただき、手話歌を披露していただきました。



柏モッチーズの手話歌



全国育成会 久保会長



奈須野大会長

効に伴い、「障がい」に発展させないための適切な支援は、高齢者が暮らしやすいまちづくりと同じ考えかたです。

発達障がいとは把握しづらい障がいと言われており、適切な支援を受けられないままでは、不適応を重ねてしまう場合が多いです。そのため、気づきの段階から支援することが必要であると、平成29年度に改正される障害者総合支援法の見直し案でも述べられています。

子育て支援の段階から、発達障がい支援が強く求められている現状となっています。学齢期では、特別支援教育からインクルーシブ教育(すべての子ども達の育ちを包容する教育)への転換が課題とされています。

障がい児者支援における合理的配慮の提供が、必要であり、就学時の連携のみならず、学年進行にも求められています。合理的配慮が当たり前の生活の中で、障がいの有無を越え、すべての子ども達が自らの潜在能力や自尊心を最大限発揮させ、人間の多様性に基づく自己理解や他者理解の実現。社会人になっていくためには、ポイントにある点をつなぎ、点から線、線から面にする包括的な支援が必要になってきます。

安達潤氏の講演に引き続き、NPO法人地域生活支援ネットワークきらり施設長、瀬川眞砂子氏より、「早期療育の必要性について」お話がありました。自閉症の療育については、あたりまえの子育てを、行っていく、知識と愛を持っていくべきものです。家族支援も包括すると共に「障がいがあっても育ちやすい、暮らしやすい地域づくり」という地域支援の広い概念にまで発展しています。

生まれたときからすべての子どもに早期の発

達支援をしていくことで、健全な発達につながっていくと思っています。

続いて、旭川市教育委員会学校教育部教育指導課 主査の白石 真氏より、現在の特別支援教育の現状についての講演がありました。旭川市では特別支援教育コーディネーターも全校に配置されており、専門性を高めるための研修事業、関係機関との連携など、様々なことに取り組んでいます。しかし、就学前や就学後に関する相談件数の増加や、専門性の高い職員の配置や障がい者に関する相談件数の増加。専門性の高い職員の配置や障害者差別解消法、個々に合わせた合理的配慮の浸透や理解に結びつける難しさに直面している現状も課題としてあげられています。

授業内容がわかり、学習活動の達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ生きる力を身につけていく視点を持っていければと思っています。また、一般的な事件から、個人を変えるのではなく、社会の変化にどう学校が変わっていくのかと感じています。

シンポジウムの最後は、手をつなぐ育成会の南 律子氏と雨竜高等支援学校3年生の南 亮太氏ご家族のお話でした。



「普通の子育てをしてみては」と言われ、家庭療育に取り組んでみました。今までは、教えることも無駄ではなかったことも、繰り返ししていくことで身につけていくことが見えてきた問題行動といわれるものも、褒められる、認めてもらえるものになると、得意な行動として切り替えることができます。当時は大変であった子育ても、今では大切な思い出、宝物です。これからも、小さな変化も見逃さず、成長の手助けをしていきたいと思っています。

第2分科会 ～就労・日中活動～

上川北部の状況について、名寄市健康福祉部社会福祉課 主幹 柴野武志氏から、名寄市では2千人の障がい者の方が暮らししており、その中でも就労については、雇用率全道2位の2.62%となっています。就労の支援体制としては、本人を始め保護者、会社、ハローワーク、親の会、相談支援事業所他、様々な機関でのチーム支援を行っており、連携の重要性を改めて感じました。また自立支援協議会では会議の他、ジョブカフェを開催し、働いている方との相談や、働きたい方へ働いている方からの生の話を聞き就労に活かしています。

その他、ジョブコーチ養成研修にも取り組み、なよろジョブコーチとして制度化を目指しています。どの町にも障がいのある方がいて、連携があれば見通しがもてる様に取り組みを保護者と関係者で繋がりますと話されました。

サポート・ステーション栄町所長三浦圭一氏から、富良野圏域には5市町村に7つの法人・会社があり、日中活動事業は8事業あり、サポート・ステーション栄町では4つの事業を行っています。就労移行支援事業では就労支援プログラムという、就労へ向けて日常生活や働く場

でのマナー研修、企業見学・体験実習、面談や履歴書記入など働くこと以外にも独自の取り組みを行っています。

就労継続支援B型事業では事業所内での作業や委託作業、事業所外作業を行っており、和紙製造や編み物、食品やDMの袋詰め、清掃作業やレストラン厨房の食器洗い、食品加工、ゴミ収集、工場での包装作業、ハスカップ収穫作業と多くの仕事を行っています。

その他一般就労ではふらの農業協同組合や社会福祉協議会、法人内でも障害者雇用を行っています。それでも事業所として就職先の確保や工賃アップなど課題はありますが、元気に楽しく、やりがいを持って生活ができるようにサポートしていきたいと、熱く話されていました。

仕事について、石狩大地の会 大矢和子氏から、平成12年より清掃の仕事をしています。健常者と障がい者の方が働いています。同じ仕事をしても同じ評価をされず悔しい思いをしました。今は2人でグループホーム生活をしています。色々とあり、仕事のことやグループホームのことを支援者に聞いてもらい、フォローアップしてもらっています。今年の4月から障害者差別解消法がスタートしましたが、もっと知ってもらえる工夫が必要だと思っています。また、月に1回自立支援協議会の就労部会に参加し、市の職員、養護学校の先生、福祉施設職員と、仕事を続ける難しさなど色々な話をしています。いつの時代も障がい者は弱い立場だと思いが、働いてこられたのは、支えてくれる仲間がいたからでした。仕事を続けるには人が大事で、障がいについて理解してくれる人や支援者が増えてくれたらという切実な思いが伝えられ、就労についての難しい現状を再確認させて

頂きました。

旭川高等支援学校の取り組みについて、北海道旭川高等学校教頭 小笠原正樹氏から、今年4月に旧旭川市立聖園中学校跡校舎に3学科24名で開校した新しい学校で、基本理念は「共生社会を担う人材育成」とし特別支援教育及びインクルーシブ教育の理念の実現を目指しています。

また、校訓は「しなやかな心やりぬく力」とし柔軟な考え方、基礎学力や自尊感情、自信を持てる生徒像を目指しています。教育目標は「たくましく社会を生き抜く力を育てる」であり、その中でもセルフプロデュースという授業では自分で自分をプロデュースし、たくましく卒業してほしいという想いから実施しており、実態把握・将来の夢・計画・実行・評価・改善という6つの流れで個別面談を通して目標達成に向けて取り組んでいます。その他、各学科では、事務補助や家事援助、農作物の栽培などを学び、企業・事業所での現場実習なども行っています。行事やその他学習では地域のお祭りへの参加協力なども進めていく予定です。

開校して間もない学校ですが、行き先指導ではなく、生き方指導を行っていききたいと話されています。

助言者の北海道手をつなぐ育成会副会長、畑中三岐子氏からは帯広では誰もが自由に会議に参加でき毎回約30名の方が集まり、今年からは新たに差別解消法の部会が設置されたことと報告がありました。また、今回の分科会のまとめとして障がいのある方が地域で生活し働くことは、その人の持っている力に合せることが重要です。現代は子どもが少なくなる一方で子どもを大事にする気持ちが強くなってきています。

障がいのある方が一人の働き手として、人として生きがいを持って生きていくためには様々な関係機関が協力することが必須であり、それが各地域で行わなければならないと話されています。

もう1名の助言者、上川相談支援センター「ねっと」地域づくりコーディネーターの岸美佳氏からは上川圏域の自立支援協議会では、開催頻度には差はありますが、相談支援会議や制度の勉強会、地域課題をどのように解消するか検討したり、それぞれ地域独自の取り組みを報告されました。

分科会のまとめとして、就労支援の在り方について就労部会などで具体的な協議、本人のコーディネートはもちろんのこと、家庭の役割の一員として行っていくことが重要だと話されました。(第3・5分科会報告は、次号に続く)

【お詫び】全道大会冊子の中で、「北海道手をつなぐ育成会会長表彰」感謝状贈呈者一覧の中に、吉田玲子様のお名前が掲載されていませんでした。謹んでお詫び申し上げます。

今後の予定

9月6日(火) 理事会

9月14日(水) 於・かでるこふ

9月17日(土) サポート協会ブロッック会議

9月17日(土) 於・かでるこふ

10月14日(金) 道新基金本人の会全道交流会

10月24日(月) 於・函館市

10月30日(日) 特別研修会(新ひだか町)

10月30日(日) 〃〃 (帯広市)

10月30日(日) 〃〃 (美幌町)

講師：小林繁一氏

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険 (2016年2月現在の内容です。) (知的障害者等福祉団体傷害保険特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき

入院給付金 (付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき (国内外補償)

個人賠償責任保険金: 1億円または3億円 (1事故あたり支払い限度額)

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

葬祭費用保険金

お問合せ先) 株式会社ジェアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目
8-2 SRビル4F <http://www.jicgroup.co.jp>
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

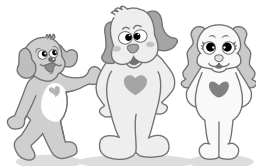
引受保険会社) AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0003 札幌市中央区北3条西4丁目
1-1 日本生命札幌ビル17階
TEL: 011-204-7510 <http://www.aiu.co.jp>
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804
(A-000623 2017-02)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。

知的障がい者専用補償制度

♡ アイ・ライフ
I・LIFE



病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡(葬祭費用)を補償!
- ② すべてのケガおよび病気による入院を1日目より補償!
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」が入院補償とは別枠で補償されます。
- ④ 病気入院1日目より年間30日間が補償されます。
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

- ・年払掛金は、36,000円です。
- ・加入対象年齢は、15歳以上～70歳未満となります。
- ・中途加入も可能です。

アイ・ライフ 補償内容

死亡 (葬祭費用).....	50万円
病 入院 (30日限度).....	5,000円
ケ 入院 (120日限度).....	3,000円
通 通院 (60日限度).....	1,500円
ガ 手術費用.....	3・6・12万円 (本会規約別表1参照)
第三者賠償.....	5,000万円 (免責なし)

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先
制度補償会



障害者補償会

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当: 石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**

特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。

広告

ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険 (2015年創設)

個人賠償 弁護士費用 ケガ入院・通院

◎ 個人賠償責任補償

◎ 権利擁護費用補償

(弁護士費用)

◎ ケガでの入通院保障



特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、障がい児のための専用保険です。知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、事故や虐待被害などからお守りし、安心した学校生活を送っていただけます。

詳しい資料のご用命は、下記代理店にお願いいたします。

○取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地 札幌セントラルビル2F

○引受保険会社



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒101-0032

東京都千代田区岩本町3丁目5番8号

岩本町シティプラザビル5階

<http://www.z-kyosai.com/>